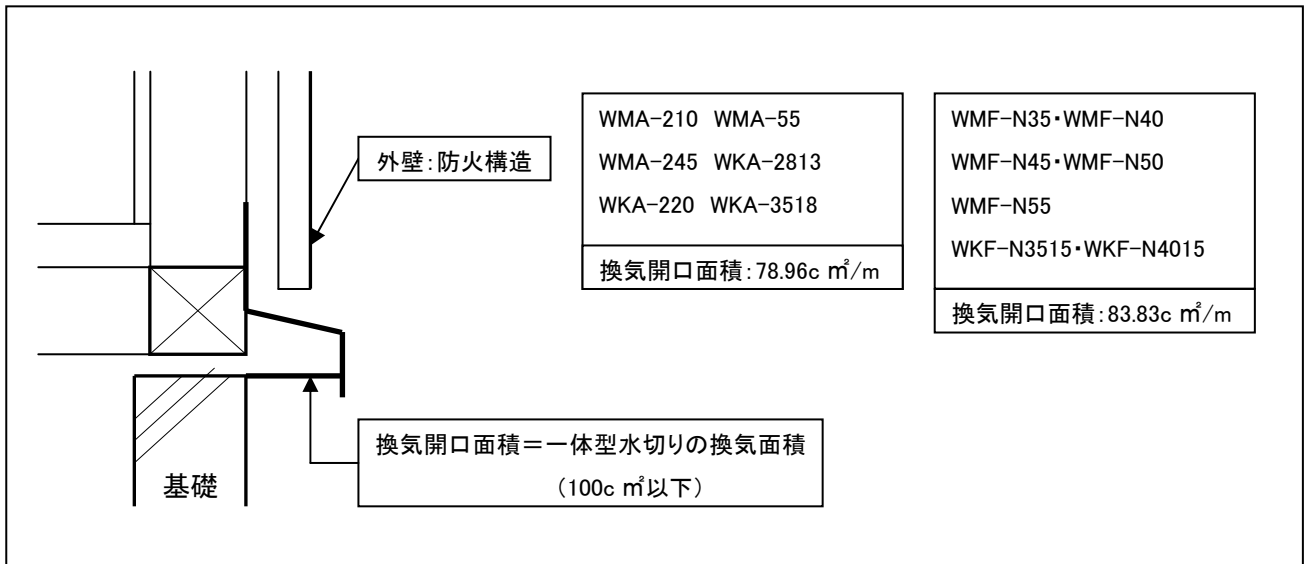


■キソパッキング工法における、建築基準法改定に伴う床下換気孔の防火措置について■

城東テクノ株式会社

現行のキソパッキング工法における防火措置として、旧：建築基準法施行令第109条第3号、同施行令改定に伴い、建設省告示第1369号第1の7号に移管されていますが、従来の建設省住宅局との法令解釈の協議事項をフォローする意図から、以下の要領に従ってキソパッキング工法の防火措置対応を図って下さい。

準防火地域の延焼の恐れのある部分（敷地境界線・道路中心線から3m以内）に該当する床下換気孔には、建設省告示第1369号第1の7号[※]の規定で示されている防火覆いとして鋼板製もしくはアルミ製のフルフェイス型（防鼠材一体型）を使用し、換気開口面積＝78.96c m²/m または＝83.83c m²/m 等使用する一体型水切りの換気面積を申請図書に併記して運用して下さい。



※) 建設省告示第1369号:特定防火設備の構造方法を定める件 第1の7号 [平成12年5月25日]

開口面積が100c m²以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面からの高さが1m以下の換気孔に設ける網目2mm以下の金網とする。

平成13年3月23日、国土交通省住宅局建築指導課：防災対策室 田村防災係長 と地方行政（兵庫県西宮市建築指導課 古谷氏）の確認事項として、地面からの高さが1m以下の換気孔に設ける網目2mm以下の金網に替えて鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆いを使用する場合は、この防火覆いの換気孔に相当する開口が100c m²以内の開口であることが、防火設備として適用される条件と判断されています。

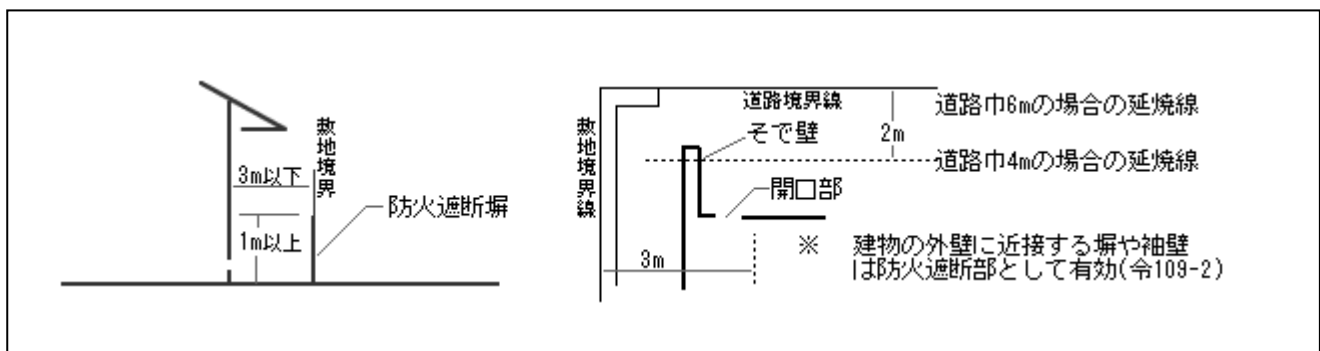
この換気開口の開口状態については、申請者の自己責任において法令規定に準拠した見解を示すものであって、連続・不連続の開口状態の詳しい表現までは求められていません。

故に、城東テクノとしては、換気開口面積の一単位を1m当たりの面積が100c㎡を上回らない程度とした、面積の表示として判断基準としています。

又、キソパッキング工法の換気開口部は地面に面しており、火災を遮る上で有効な開口状態と判断しています。

前述の現行改定建築基準法の施行令第109条では、同条2号に延焼の恐れのある範囲にある建物の外壁の開口部に設ける防火設備として“該当する開口部を遮るそで壁、塀その他これらに類するものは、防火設備とみなす”と規定されていることから、道路側或いは敷地の境界線にコンクリートブロック造の境界塀（ $h=GL+1m$ 以上の）を設ける場合は、防火設備を備えていることと判断されています。

但し、境界線の柵や塀に格子や網状の仕切りを使用する場合は該当せず、金属板の様な面材であっても、防火構造（外壁と同等の45分耐火性能以上）に相当しなければ、防火上有効に火災を遮る設備とはされません。



以上